

住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、「成年後見制度」に関するご相談に応じ、利用についてサポートいたします。

旭川成年後見支援センター

このようなことで困っていませんか？

～財産に関すること～

- もの忘れがあり、自分でお金の管理ができない。
- 訪問販売や悪質商法の被害を頻繁に受けている。
- 年金が本人のために使われていない。



～契約に関すること～

- 福祉のサービスを利用したいが、自分で契約の手続きができない。
- 施設の入所を考えているが、一人で決めることが不安。



～将来に関すること～

- 自分に何かあったときに、障がいのある息子の生活が心配…。
- 身寄りがないので今後のことが不安。

～制度の利用に関すること～

- 成年後見制度を利用したいが、手続きが難しそう…。
- 成年後見制度についてくわしく知りたい。



成年後見支援センターが相談に応じます

お年寄りや障がいのある方の「生活」や「財産」に関する不安や困りごとについて相談に応じ、本人のさまざまな権利がまもられるよう支援いたします。

また、「成年後見制度」利用についての助言や手続き支援を法律に関する関係機関と連携を図りながら行い、本人が安心して地域で暮らしていくための環境づくりをお手伝いいたします。

成年後見制度とは…

認知症、知的障害、精神障害等のために判断能力が十分ではない方が、「契約」をしたり「財産管理」をしたりすることが困難な場合に、本人に不利益が生じないように支援する人(＝後見人)を設ける制度です。

福祉サービスの利用や入所・入院の契約、または不動産や預貯金などの財産管理を代理で行ったり補助することにより、本人の権利と暮らしを守ります。



旭川成年後見支援センターはこんな役割を担います！

相談

- 判断能力に不安がある方の生活や財産管理に関する困りごとについて相談に応じます。
- 成年後見制度の利用が必要であるかを検討し、今後の方向性について共に考えていきます。
- 相談の内容によって必要な関係機関と連携し、ご相談者が安心して生活できるよう支援いたします。



手続き支援

- 「成年後見制度」の利用が必要な方やそのご家族・関係機関のみならず、制度の利用をしやすくなるよう、法律に関する関係機関と連携を図りながら、解決に向けた支援をいたします。



一緒に考え
ましょう！

普及・啓発

- 住民の方に対して「成年後見制度」の理解を深めるための講演会を行います。
- 地域の福祉活動に従事する方や福祉サービス関係機関に対し、研修会を開催いたします。
- 「成年後見支援センター」の役割や「成年後見制度」を知っていただくためのパンフレットを作成し、広く周知いたします。



市民後見人の養成

- 判断能力が低下した方の生活を身近な立場で支援する「市民後見人」の養成を行います。



※市民後見人とは…
親族や専門職以外の市民による後見人で、成年後見制度利用者に対し、身近な立場で支援する新たな担い手となります。

旭川成年後見支援センター

〒070-0035 旭川市5条通4丁目
旭川市ときわ市民ホール1階

TEL (0166) 23-1003

FAX (0166) 23-1118

E-mail : kouken@north.hokkai.net

【開設時間】

月曜日～金曜日 午前8時45分～午後5時15分
土・日・祝日・年末年始(12/30～1/4)はお休みとなります。



支援地域 : 旭川市・鷹栖町・東神楽町・当麻町・比布町・愛別町・上川町・東川町・美瑛町

2013. 5月～